

北杜市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新婚世帯の経済的不安の軽減を図ることにより、子育て世代に選ばれるまちづくり及び切れ目ない少子化対策を推進するため、婚姻に伴い、新たに賃貸住宅に入居する新婚世帯に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 賃貸住宅 市内において建築された一戸建て又は共同住宅であって、専ら居住の用に供する家屋のうち、賃貸を目的とした家屋をいう。
- (3) 同居 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市が備える住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）において同一世帯内に記載され、かつ、現に同一の生活費を共用している者と同一の住宅内で居住することをいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。
- (5) 家賃等 賃貸借契約に基づく敷金、礼金、仲介手数料、賃料（市営住宅又は県営住宅にあっては使用料）及び共益費（附属施設使用料を除く。）をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象世帯」という。）は、同居する新婚世帯であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に定住する意思を持っていること。
- (2) 次条により算出した世帯の合計所得金額が500万円未満であること。
- (3) 婚姻日における夫婦の年齢がいずれも40歳未満であること。
- (4) 申請日において、夫婦が同居していること。
- (5) 市税、市債務その他の徴収金を滞納していないこと。
- (6) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (7) この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 北杜市子育て世代マイホーム補助金交付要綱（平成27年北杜市告示第69号）及び北杜市転入子育て世帯家賃補助金交付要綱（令和5年北杜市告示

第12号)による補助金の交付を受けていないこと。

(9) 同種の補助(他の地方公共団体からの補助を含む。)を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、前年度において北杜市結婚新生活支援補助金の交付を受けた世帯(以下「継続世帯」という。)で、交付を受けた額が補助金の上限額に達しなかった世帯は、対象とする。

(世帯の所得の算出方法)

第4条 前条第1項第2号に定める世帯の合計所得金額は、所得証明書をもとに、申請日の属する年の前年(申請日の属する月が5月までの場合にあつては、前々年)の夫婦の所得を合算した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額(申請日の属する年の前年(申請日の属する月が5月までの場合にあつては、前々年)に返済した額をいう。以下同じ。)を控除した額とする。ただし、北杜市奨学金返還支援事業助成金交付要綱(令和5年北杜市告示第10号)に基づく助成金を受けることができるときは、当該助成金額に相当する額は控除しない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、新婚世帯が賃貸住宅で同居するための経費であつて、次の各号に掲げるもののうち令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に支払ったものとする。

(1) 同居を始めた月以後の家賃等(勤務する事業所から住宅手当が支給されている場合にあつては、これを控除した額とする。)

(2) 当該賃貸住宅へ引越しするために要した費用(引越業者又は運送業者に支払った費用に限る。)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、婚姻日における夫婦の年齢がいずれも30歳未満であるときは、同項の規定中「30万円」とあるのは「60万円」と読み替えて適用する。

3 第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、継続世帯への補助金の上限額は、前年度における補助金の上限額から前年度に交付を受けた額を差し引いた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北杜市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、同居を始めた月から3箇月以内又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻したことが確認できる戸籍謄本
- (2) 所得証明書
- (3) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（現に貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (4) 北杜市奨学金返還支援事業助成金交付要綱に基づく北杜市奨学金返還支援事業助成金交付（不交付）決定通知書の写し（同要綱に基づく交付決定を受けた者に限る。）
- (5) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (6) 住宅手当支給証明書（様式第2号。住宅手当の支給を受けている場合に限る。）
- (7) 引越業者又は運送業者に支払った費用が確認できる書類
- (8) 市税、市債務その他の徴収金の滞納がないことが確認できる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、継続世帯にあっては、北杜市結婚新生活支援補助金交付申請書（継続用）（様式第3号）を、令和6年6月30日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに内容及び関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、北杜市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定に基づく審査を行った結果、補助金を交付しないことを決定したときは、北杜市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 前条第1項の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、申請の内容を変更し、又は取消ししようとするときは、北杜市結婚新生活支援補助金交付変更（取消し）申請書（様式第6号）に、第7条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市結婚新生活支援補助金変更（取消し）決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助決定者は、補助金の交付決定を受けた補助対象経費を支払ったときは、北杜市結婚新生活支援補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、令和7年2月28日までに、市長に提出しなければならない。

- （1）家賃等を支払ったことを証する書類
- （2）住宅手当が支給されたこと確認できる書類（住宅手当の支給を受けている者に限る。）
- （3）引越業者又は運送業者に支払った費用が確認できる領収書
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、継続世帯の補助決定者は、補助金の交付決定を受けた補助対象経費を支払ったときは、北杜市結婚新生活支援補助金実績報告書（継続用）（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、令和7年2月28日までに、市長に提出しなければならない。

- （1）家賃等を支払ったことを証する書類
- （2）住宅手当が支給されたことを確認できる書類（住宅手当の支給を受けている者に限る。）

（額の確定及び補助金の交付）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けた場合は、その内容を検査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに北杜市結婚新生活支援補助金確定通知書（様式第10号）により補助決定者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助決定者が補助金の交付を請求しようとするときは、北杜市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、申請者又は補助決定者に対し、報告を求め、又は関係職員を派遣して調査させることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

北杜市結婚新生活支援補助金交付申請書

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり北杜市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、北杜市結婚新生活支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

氏名		生年月日	勤務先	婚姻時の年齢
申請者	ふりがな	年 月 日	(名称)	歳
			(電話)	
配偶者	ふりがな	年 月 日	(名称)	歳
			(電話)	
1	婚姻届提出日	年 月 日		
2	本市での同居日	年 月 日		
3	所得	(夫) 円 (妻) 円 (合計) 円		
	貸与型奨学金返済額	(夫) 円 (妻) 円 (合計) 円		
	北杜市奨学金返還支援事業助成金受給額	(夫) 円 (妻) 円 (合計) 円		
4	補助対象経費			
家賃等	賃料 月額 円…①	共益費 月額 円…②		
	住宅手当 月額 円…③			
	補助対象月額④ (①+②-③) 円			
	補助対象期間 年 月から 年 月まで (箇月分) …⑤			
	敷金 円…⑦			
礼金 円…⑧				

	仲介手数料	円…⑨
	小計	円…⑩ ((④×⑤) + ⑦ + ⑧ + ⑨)
引越し費用	引越日	年 月 日
	引越し費用	円…⑪
合計 ⑩ + ⑪		円…⑫
5 補助申請額		
⑫と補助上限額を比較し少ない額 円 (1,000円未満切り捨て) ※補助上限額30万円 (婚姻日における夫婦の年齢がいずれも30歳未満のときは60万円)		
6 同意及び確認欄 ※該当する項目に☑を記入		
申請者	(1) 私は、次の事項に誤りが無いことを宣誓します。 <input type="checkbox"/> 市内に定住する意思があります。 <input type="checkbox"/> 市税、市債務その他の徴収金を滞納していません。 <input type="checkbox"/> 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> これまで北杜市結婚新生活支援補助金、北杜市子育て世代マイホーム補助金及び北杜市転入子育て世帯家賃補助金を受けたことはありません。 <input type="checkbox"/> 他の市区町村で同種の補助金を受けたことはありません。 <input type="checkbox"/> 勤務先から住宅手当を受給していません。 (2) 私は、次の事項について、結婚新生活支援補助金の交付に関する事務の範囲内で、担当課の職員が調査することに同意します。 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳の記録内容、所得の状況、市税、市債務その他の徴収金の納付状況を所管課に照会すること。 <input type="checkbox"/> 住宅手当の支給状況について勤務先に照会すること。 <p style="text-align: center;">署名 (自署)</p>	
配偶者	(1) 私は、次の事項に誤りが無いことを宣誓します。 <input type="checkbox"/> 市内に定住する意思があります。 <input type="checkbox"/> 市税、市債務その他の徴収金を滞納していません。 <input type="checkbox"/> 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていません。	

	<p><input type="checkbox"/>これまで北杜市結婚新生活支援補助金、北杜市子育て世代マイホーム補助金及び北杜市転入子育て世帯家賃補助金を受けたことはありません。</p> <p><input type="checkbox"/>他の市区町村で同種の補助金を受けたことはありません。</p> <p><input type="checkbox"/>勤務先から住宅手当を受給していません。</p> <p>(2) 私は、次の事項について、結婚新生活支援補助金の交付に関する事務の範囲内で、担当課の職員が調査することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>住民基本台帳の記録内容、所得の状況、市税、市債務その他の徴収金の納付状況を所管課に照会すること。</p> <p><input type="checkbox"/>住宅手当の支給状況について勤務先に照会すること。</p> <p>(3) 私は、申請者が私に係る補助対象経費を含めて申請し、申請者が補助金を受領することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">署名（自署）</p>
--	--

7 添付書類 ※該当する項目に☑を記入

	<p><input type="checkbox"/>婚姻届受理証明書又は婚姻したことが確認できる戸籍謄本</p> <p><input type="checkbox"/>所得証明書</p> <p><input type="checkbox"/>貸与型奨学金の返済額が分かる書類（現に貸与型奨学金を返済している場合に限る。）</p> <p><input type="checkbox"/>北杜市奨学金返還支援事業助成金交付要綱に基づく北杜市奨学金返還支援事業助成金交付決定通知書の写し（同要綱に基づく交付決定を受けた者に限る。）</p> <p><input type="checkbox"/>賃貸住宅の賃貸借契約書の写し</p> <p><input type="checkbox"/>住宅手当支給証明書（様式第2号）</p> <p><input type="checkbox"/>引越業者又は運送業者に支払った費用が確認できる書類</p> <p><input type="checkbox"/>市税、市債務その他の徴収金の滞納がないことが確認できる書類</p> <p><input type="checkbox"/>その他市長が必要と認める書類</p>
--	---

住宅手当支給証明書

（ 年 月現在）

住 所	
氏 名	
住宅手当額	月額 円

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

給与等の支払者

所在地

氏 名

㊟

電話番号

注意事項

- （1） 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- （2） 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- （3） 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号（第7条関係）

北杜市結婚新生活支援補助金交付申請書（継続用）

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり北杜市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、北杜市結婚新生活支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により、申請します。

令和5年度交付決定日	令和 年 月 日
令和5年度交付金額（A）	円
令和5年度交付上限（B）	円
令和6年度交付上限額（C）（B）－（A）	円
家賃等	賃料 月額 円…① 共益費 月額 円…② 住宅手当 月額 円…③ 補助対象月額④（①＋②－③） 円 補助対象期間 年 月から 年 月まで（ 箇月分）…⑤ 合計 ⑥（④×⑤） 円
補助申請額 ※（C）と合計⑥を比較し少ない額を記入 ※1,000円未満の端数は切り捨て	円

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北杜市結婚新生活支援補助金の交付については、次のとおり決定したので、北杜市結婚新生活支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付の条件

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北杜市結婚新生活支援補助金の交付については、次のとおり不交付と決定したので、北杜市結婚新生活支援補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

不交付の理由

様式第6号（第9条関係）

北杜市結婚新生活支援補助金変更（取下げ）申請書

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定された、北杜市結婚新生活支援補助金について、次のとおり変更（取下げ）したいので、北杜市結婚新生活支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更年月日	年 月 日	
変更の内容		
変更の理由		
家賃	変更前	変更後
	円	円
住宅手当	変更前	変更後
	円	円
引越し費用	変更前	変更後
	円	円
交付申請額	変更前	変更後
	円	円

市長の指示がある場合は、関係書類として、変更等の内容が確認できる書類を添付すること。

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を行った北杜市結婚新生活支援補助金については、北杜市結婚新生活支援補助金変更（取下げ）申請書に基づき、次のとおり変更決定したので、北杜市結婚新生活支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

- 1 承認内容 変更・取下げ
- 2 変更後の交付決定額 円

様式第8号（第10条関係）

北杜市結婚新生活支援補助金実績報告書

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された北杜市結婚新生活支援補助金について、北杜市結婚新生活支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助対象経費（実績）	
家賃等	賃料 月額 円…① 共益費 月額 円…② 住宅手当 月額 円…③ 補助対象月額④（①+②-③） 円 補助対象期間 年 月から 年 月まで（ 箇月分）…⑤ 敷金 円…⑦ 礼金 円…⑧ 仲介手数料 円…⑨ 小計 円…⑩（（④×⑤）+⑦+⑧+⑨）
	引越し費用
	引越日 年 月 日
	引越し費用 円…⑪
	合計 ⑩+⑪ 円…⑫
	2 交付決定額 円
	3 補助額
	⑫と補助上限額を比較し少ない額 円 （1,000円未満切り捨て） ※補助上限額30万円 （婚姻日における夫婦の年齢がいずれも30歳未満のときは60万円）

4 添付書類

- (1) 家賃等を支払ったことを証する書類
- (2) 住宅手当が支給されたこと確認できる書類（住宅手当の支給を受けている者に限る。）
- (3) 引越業者又は運送業者に支払った費用が確認できる領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第10条関係）

北杜市結婚新生活支援補助金実績報告書（継続用）

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された北杜市結婚新生活支援補助金について、北杜市結婚新生活支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり報告します。

令和6年度交付上限額 (A)	円
家賃等	賃料 月額 円…① 共益費 月額 円…② 住宅手当 月額 円…③ 補助対象月額④ (①+②-③) 円 補助対象期間 年 月から 年 月まで (箇月分) …⑤ 合計 ⑥ (④×⑤) 円
補助額 ※ (A) と合計⑥を比較し少ない額を記入 ※ 1,000円未満の端数は切り捨て	円

添付書類

- (1) 家賃等を支払ったことを証する書類
- (2) 住宅手当が支給されたことを確認できる書類（住宅手当の支給を受けている者に限る。）

様式第10号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市結婚新生活支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった北杜市結婚新生活支援補助金については、北杜市結婚新生活支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

補助金交付確定額 円

様式第11号（第11条関係）

北杜市結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日

北杜市長 様

請求者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた北杜市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、北杜市結婚新生活支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり請求します。

- 1 補助金請求額 円
- 2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店
預金種別	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		